

# 高等教育段階における障害のある学生支援について

## 障害のある学生の修学支援に関する検討会（第一回）

平成28年4月19日（火）

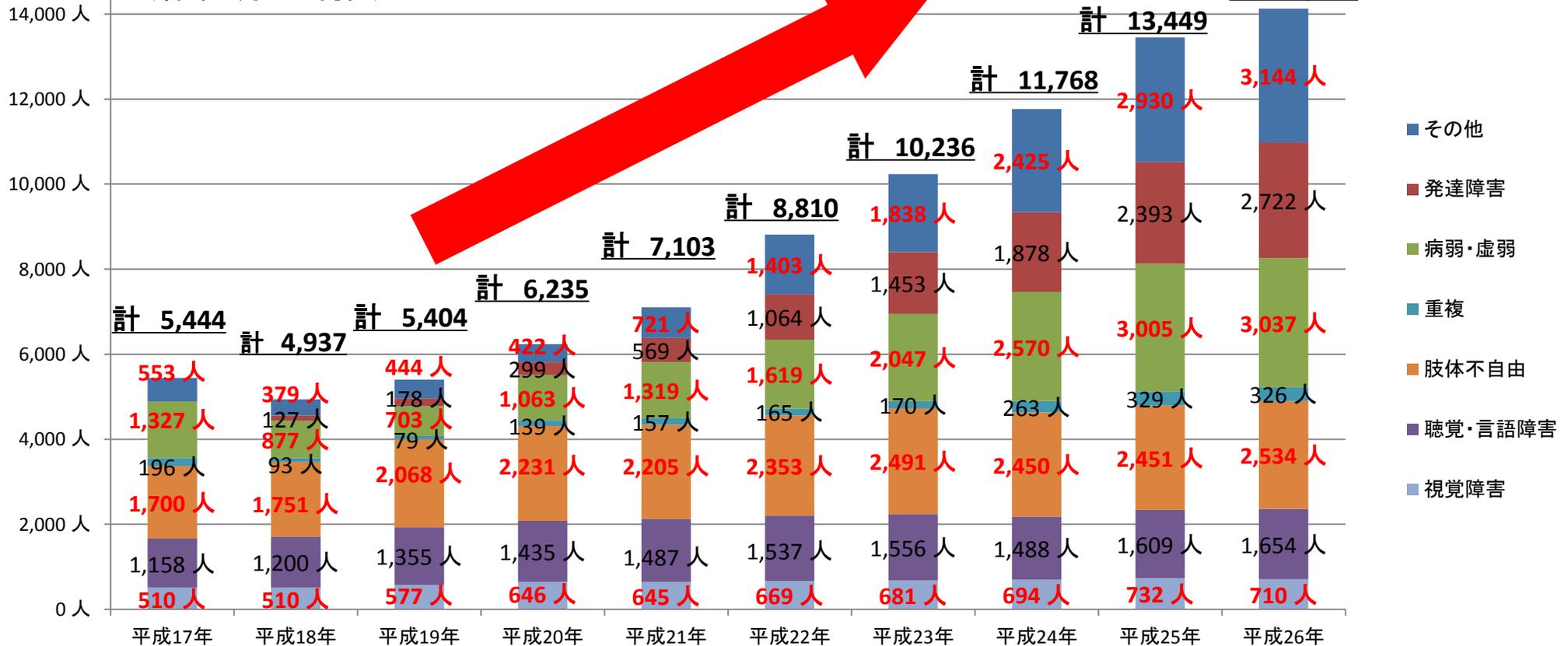


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 障害のある学生の在籍者数

(各年5月1日現在)



※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。

※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。

※3 知的障害、精神障害、精神疾患等は「その他」に含む。(平成24年度から内訳を調査(平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人))

※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

(出典:平成26年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

# 障害学生の在籍学校数

## 大学・短期大学・高等専門学校

(平成26年5月1日現在)

学校種別	学校数	障害学生 在籍学校数	障害学生 在籍率(※1)	支援障害学生 在籍学校数	支援障害学生 在籍率	障害学生 支援率(※2)
大学	780	619	79.4 %	545	69.9 %	88.0 %
短期大学	348	160	46.0 %	110	31.6 %	68.8 %
高等専門学校	57	54	94.7 %	45	78.9 %	83.3 %
計	1,185	833	70.3 %	700	59.1 %	84.0 %

学校種別	-	発達障害学生 在籍学校数	発達障害学生 在籍率(※3)	支援発達障害学 生在籍学校数	支援発達障害 学生在籍率	発達障害学生 支援率(※4)
大学	-	393	50.4 %	326	41.8 %	83.0 %
短期大学	-	57	16.4 %	35	10.1 %	61.4 %
高等専門学校	-	45	80.0 %	36	63.2 %	78.9 %
計	-	495	41.8 %	397	33.5 %	80.2 %

※1 障害学生在籍率: 障害学生在籍学校数 ÷ 学校数 × 100(%)

※2 障害学生支援率: 支援障害学生在籍学校数 ÷ 障害学生在籍学校数 × 100(%)

※3 発達障害学生在籍率: 発達障害学生在籍学校数 ÷ 学校数 × 100(%)

※4 発達障害学生支援率: 支援発達障害学生在籍学校数 ÷ 発達障害学生在籍学校数 × 100(%)

(出典: 平成26年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

# 大学における障害学生の在籍者数(内訳)

## 大学

(平成26年5月1日現在)

区分	学生数	障害学生数	障害学生 在籍率(※1)	支援障害 学生数(※2)	支援障害 学生在籍率	障害学生 支援率(※3)
学部(通学)	2,552,469	10,546	0.41 %	5,813	0.23 %	55.1 %
学部(通信)	169,543	1,740	1.03 %	718	0.42 %	41.3 %
大学院(通学)	248,126	705	0.28 %	382	0.15 %	54.2 %
大学院(通信)	3,838	42	1.09 %	20	0.52 %	47.6 %
専攻科	1,613	12	0.74 %	10	0.62 %	83.3 %
計	2,975,589	13,045	0.44 %	6,943	0.23 %	53.2 %

区分	-	発達障害 学生数	発達障害学生 在籍率(※4)	支援発達障害 学生数	支援発達障害 学生在籍率	発達障害学生 支援率(※5)
学部(通学)	-	2,032	0.08 %	1,440	0.06 %	70.9 %
学部(通信)	-	140	0.08 %	93	0.05 %	66.4 %
大学院(通学)	-	107	0.04 %	92	0.04 %	86.0 %
大学院(通信)	-	2	0.05 %	1	0.03 %	50.0 %
専攻科	-	1	0.06 %	1	0.06 %	100.0 %
計	-	2,282	0.08 %	1,627	0.05 %	71.3 %

※1 障害学生在籍率: 障害学生数 ÷ 学生数 × 100 (%)

※2 支援障害学生: 学校に支援の申し出があり、かつ、何らかの支援を行っている者

※3 障害学生支援率: 支援障害学生数 ÷ 障害学生数 × 100 (%)

※4 発達障害学生在籍率: 発達障害学生数 ÷ 学生数 × 100 (%)

※5 発達障害学生支援率: 支援発達障害学生数 ÷ 発達障害学生数 × 100 (%)

(出典: 平成26年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

# 主な授業支援の状況(大学数)(発達障害以外)

(なんらかの授業支援を行っていると回答した大学:平成24年 475校、25年 491校、26年 511校中)

(各年5月1日現在)

区分	視覚障害			聴覚・言語障害			肢体不自由			病弱・虚弱			重複		
	平成 24年	平成 25年	平成 26年												
点訳・墨訳	43	48	49	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	6
教材の拡大	76	84	95	4	3	4	14	11	13	0	2	0	11	10	8
教材のテキスト・データ化	54	59	65	6	4	12	7	8	14	0	0	1	8	9	6
読み上げソフト使用	41	47	49	3	1	2	2	3	1	0	0	0	5	7	4
ノートテイク	16	18	17	149	141	150	34	28	34	0	1	1	13	18	19
手話通訳	1	2	0	56	67	57	0	0	0	0	0	0	3	0	2
教室内座席配慮	66	88	91	108	114	121	187	185	198	27	25	32	33	43	41
実技・実習配慮	53	56	60	68	63	63	153	160	152	51	43	48	23	30	27
試験時間延長・別室受験	70	83	82	10	18	13	110	102	106	10	7	7	30	36	29
解答方法配慮	65	78	73	19	18	16	71	61	72	4	4	5	21	27	21

(出典:平成24~26年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

# 主な授業支援の状況(大学数)(発達障害)

(発達障害学生が1人以上在籍していると回答した大学:平成24年384校、25年405校、26年438校中)

(各年5月1日現在)

区分		実施校数			実施率※		
		平成24年	平成25年	平成26年	平成24年	平成25年	平成26年
授業支援	注意事項等文書伝達	63	72	95	16.4%	17.8%	21.7%
	休憩室の確保	76	60	79	19.8%	14.8%	18.0%
	実技・実習配慮	63	68	69	16.4%	16.8%	15.8%
	教室内座席配慮	51	47	62	13.3%	11.6%	14.2%
	試験時間延長・別室受験	41	44	54	10.7%	10.9%	12.3%
	講義内容録音許可	41	45	54	10.7%	11.1%	12.3%
	チューター又はティーチングアシストの活用	32	39	40	8.3%	9.6%	9.1%
	使用教室配慮	17	19	18	4.4%	4.7%	4.1%
	解答方法配慮	17	27	18	4.4%	6.7%	4.1%
	パソコンの持込使用許可	13	16	17	3.4%	4.0%	3.9%
授業以外の支援	保護者との連携	290	323	346	75.5%	79.8%	79.0%
	学習指導(履修方法、学習方法等)	272	289	318	70.8%	71.4%	72.6%
	専門家(臨床心理士等)による心理療法としてのカウンセリング	264	279	303	68.8%	68.9%	69.2%
	社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)	213	240	265	55.5%	59.3%	60.5%
	進路・就職指導	202	227	233	52.6%	56.0%	53.2%
	発達障害支援センターとの連携	106	117	133	27.6%	28.9%	30.4%
	生活指導(食事、洗濯等)	95	109	103	24.7%	26.9%	23.5%
	出身校との連携	68	76	90	17.7%	18.8%	20.5%
特別支援学校との連携	11	11	14	2.9%	2.7%	3.2%	

※ 発達障害学生が1人以上在籍している学校全体における実施率

(出典:平成24~26年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

# 障害者施策の流れ

- 平成18年12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- 平成19年 9月 条約に日本署名(賛同)
- 平成20年 5月 条約発効
- 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- 平成24年12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」の取りまとめ
- 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)の公布  
9月 「第3次障害者基本計画」閣議決定
- 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託 ⇒ 2月19日効力発生
- 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定  
10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供  
11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行



# 障害者の権利に関する条約、障害者基本法の改正

## ◆障害者の権利に関する条約

### 第24条 教育(抜粋)

5 締約国は、**障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保**する。このため、締約国は、**合理的配慮が障害者に提供されることを確保**する。

### ※ 第2条 定義(抜粋)

「合理的配慮」とは、**障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。**

## ◆障害者基本法の改正

障害者権利条約の理念に沿う、条約の締結に向けた国内法の整備(平成23年8月改正法施行)

### (差別の禁止)(抜粋)

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 **社会的障壁の除去**は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について**必要かつ合理的な配慮がされなければならない。**

### ※ 第2条 定義(抜粋)

- 一 **障害者** 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があるものであつて、**障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。**
- 二 **社会的障壁** 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会生活における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。



# 第3次障害者基本計画

- **障害者基本法に基づき策定**される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画（平成25年9月27日閣議決定）
- 第3次計画期間：**平成25年度から29年度までの概ね5年間**

## Ⅲ 分野別施策の基本的方向

### 3. 教育，文化芸術活動・スポーツ等

#### (3) 高等教育における支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、**授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮，教科書・教材に関する配慮等を促進**するとともに、**施設のバリアフリー化を推進**する。
- 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。
- 障害のある学生の**能力・適性，学習の成果等を適切に評価するため，大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進**する。
- 入試における配慮の内容，施設のバリアフリー化の状況，学生に対する支援内容・支援体制，障害のある学生の受入れ実績等に関する**各大学等の情報公開を促進**する。
- **各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など，支援体制の整備を促進**するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学等を支援し、**大学等間や地域の地方公共団体，高校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進**する。
- 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その**基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供，教職員に対する研修等の充実**を図る。



# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）①

## 障害者基本法 第4条

### 基本原則 差別の禁止

#### 第1項：障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

#### 第2項：社会的障壁の除去を怠る ことによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

#### 第3項：国による啓発・知識の 普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

## I. 差別を解消するための措置

### 具体化

#### 差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）  
民間事業者（私立学校など）

法的義務

#### 合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等（国公立学校など）  
民間事業者（学校法人など）

法的義務

努力義務

#### 具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定〔H27.2〕）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

## II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

障害者差別解消法による義務及び努力義務

	不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	所掌する分野に ついて策定義務 (第11条1項)
地方公共団体	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※)
国立大学法人	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※)
学校法人	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針の対象

【基本方針案(抄)】

基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等においては、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、主務大臣においては、事業者における取組に資するための対応指針を作成することとされている。地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務とされているが、積極的に取り組むことが望まれる。

※ 各機関が対応要領を策定する際、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。

## 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」

- 障害者差別解消法第6条に、「政府は…障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針…を定めなくてはならない」と規定
- 内閣府が事務局を務める「障害者政策委員会」(委員長:石川 准 静岡県立大学教授)において、この「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の策定作業を行い、平成27年2月24日に閣議決定

### 【基本方針に盛り込む事項(法第6条第2項)】

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- ・ 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- ・ 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- ・ その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

### 【スケジュール】

- ◆ H26. 9～ 障害者政策委員会において、事業者等からヒアリング
- ◆ H26.10～ 障害者政策委員会において、基本方針について議論
  - これらヒアリングと議論を踏まえ、基本方針(案)を策定、パブリックコメント(11.26～12.25)を実施
  - 結果を障害者政策委員会に報告
- ◆ H27.2.24 基本方針の閣議決定

- この基本方針を踏まえ、

文部科学省、国公立大学は当該機関の職員への「国等職員対応要領」を、  
文部科学大臣は私立の大学・短期大学・高等専門学校等への「対応指針」を作成

# 国立大学における「国等職員対応要領」

## 背景

- 「障害者差別解消法」において、国の行政機関の長及び独立行政法人等(国立大学を含む)は当該機関等の職員が適切に対応するために必要な「国等職員対応要領」の策定を義務付けられており、その際にはあらかじめ障害者その他の関係者の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならないとされている。
- そのため文部科学省も協力し、国立大学協会において、対応要領の雛形を作成、86国立大学に提供。

## 記載事項

- ◆ 趣旨
- ◆ 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- ◆ 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体的な考え方
- ◆ 相談体制の整備
- ◆ 職員への研修・啓発

## 主な対応

### 【平成27年】

- 2月 2日(月) 国立大学協会「教育・研究委員会」において、障害者差別解消法及び対応要領、その他関連事項について、文部科学省より説明。当該説明を踏まえ、国立大学協会が雛形を作成し、各大学へ提供することを確認
- 3月 5日(木) 国立大学協会「平成26年度第三回通常総会」において、文部科学省から上記のことを説明
- 6月16日(火) 「国立大学法人学長・大学共同利用機関法人機構長等会議」において、文部科学省から上記のことを説明
- 8月25日(火) 国立大学協会にて雛形の作成のためのワーキング・グループ(第1回)を開催
- 9月28日(月) 国立大学協会にて雛形の作成のためのワーキング・グループ(第2回)を開催
- 10月 6日(火) 国立大学協会より作成中の雛形(案)を各国立大学に送付
- 10月16日(金) 国立大学協会にて雛形の作成のためのワーキング・グループ(第3回)を開催
- 10月30日(金) 国立大学協会にて雛形の作成、各国立大学へ提供

### 【平成28年】

- 3月まで 各国立大学にて対応要領を作成(障害者差別解消法に基づき、法的義務)

# 私立大学等への「対応指針」

- 「障害者差別解消法」において、主務大臣は(私立大学等を含む)所管する事業者が適切に対応するための「対応指針」の策定を義務付けられており、その際にはあらかじめ障害者その他の関係者の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならないとされている。
- そのため、文部科学省において、所管する事業者のための対応指針の策定にあたり、障害者その他関係者から構成される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の実施に関する調査研究協力者会議」を開催。
- 会議は学識経験者、障害当事者・支援団体、都道府県・市町村、公・私立学校、文化・スポーツの各分野の関係者21名(ほかオブザーバ1名)で構成。

## 基本方針に示された記載事項

- 趣旨
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- 所管分野事業者における相談体制の整備
- 所管分野事業者における研修・啓発
- 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口

## 「協力者会議」スケジュール

- 6月17日 第1回会議(早稲田大学へのヒアリング等)
- 6月30日 第2回会議(札幌学院大学へのヒアリング等)
- 7月 7日 第3回会議
- 7月21日 第4回会議
- 8月19日 パブリックコメント(～9月17日)
- **11月 9日 対応指針を告示**

## 「協力者会議」協力者

- 東 重満 : 美晴幼稚園長
- 阿部 謙策 : 葛飾区立梅田小学校長
- 市川 宏伸 : 日本発達障害ネットワーク理事長
- 大日方 邦子 : (株)電通パブリックリレーションズ  
シニア・コンサルタント、パラリンピアン
- 笠原 陽子 : 神奈川県教育委員会教育監
- 柏倉 秀克 : 日本福祉大学教授
- 神永 芳子 : 全国心臓病の子どもを守る会会長
- 北住 映二 : 日本重症心身障害福祉協会理事
- 木村 修二 : 武蔵野東小学校長
- 工藤 正一 : 日本盲人会連合情報部長
- (オブザーバー) 藤本 裕人 : (独)国立特別支援教育総合研究所教育支援部 上席総括研究員

- 久保 厚子 : 全国手をつなぐ育成会連合会会長
- 瀬藤 政昭 : 岐阜県白川町教育長
- 小中 栄一 : 全日本ろうあ連盟副理事長
- 小宮 恭子 : 大田区立志茂田小学校長
- 近藤 武夫 : 東京大学准教授
- 柘植 雅義 : 筑波大学教授
- 東條 裕志 : 全国LD親の会理事長
- 本郷 寛 : 東京藝術大学教授
- 中澤 恵江 : 横浜訓盲学院学院長
- 宮崎 英憲 : 東洋大学参与
- 横倉 久 : 東京都立大塚ろう学校長

◎主査、○主査代理  
【50音順】

# 障がいのある学生の修学支援に関する検討会①

- 我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局長決定により「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」（座長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を開催。
- 計9回にわたり検討を行い、（1）大学等における合理的配慮の対象範囲、（2）同合理的配慮の考え方、（3）国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、同年12月に第一次まとめとして取りまとめ。

## 大学等における合理的配慮の対象範囲

### ○「学生」の範囲

大学等に入学を希望する者及び在籍する学生  
（科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む）

### ○「障害のある学生」の範囲

障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生

### ○学生の活動の範囲

授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象  
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

## 合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いもの

→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

### 主な記載内容

- ①機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。  
など

## 関係機関が取り組むべき課題

### 短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
  - ・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
  - ・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
  - ・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

### 中・長期的課題

関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理

- ①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門的人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

## 今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすことが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。

## 障がいのある学生の修学支援に関する検討会②

### 構成員

	石川 准	静岡県立大学国際関係学部 教授
	巖淵 守	DO-IT Japan事務局長
	大島 友子	日本マイクロソフト株式会社技術統括室 マネージャー
	近藤 武夫	東京大学先端科学技術研究センター 講師
	白澤 麻弓	筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター 准教授
	鈴木 慶太	株式会社Kaien 代表取締役
	高橋 知音	信州大学教育学部 教授
◎	竹田 一則	筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授
	殿岡 翼	全国障害学生支援センター 代表
	中野 泰志	慶應義塾大学経済学部 教授
	広瀬 洋子	放送大学学園 教授
	福永 博俊	長崎大学工学部電気電子工学科 教授
	松尾 秀樹	佐世保工業高等専門学校 教授
	吉永 崇史	富山大学学生支援センター 特命准教授
	渡辺 崇史	日本福祉大学健康科学部 准教授

※五十音順、◎は座長 ※役職は平成24年12月時点の役職



# 大学等への支援①

## 財政支援

- 国立大学法人運営費交付金(一般運営費交付金):平成25年度より、障害者向け情報発信促進等経費として、既に障害のある学生への支援を専門的に担当する部署を設置し、専属の教職員を配置している大学に対する教員経費を計上
- 私立大学等経常費補助金(一般補助):平成25年度より、障害学生の受入れや修学支援等に積極的に取り組んでいる私立大学等に対して、これまで講じてきた私学助成における加算措置の単価を倍増

## 日本学生支援機構による支援

- 「全国障害学生支援セミナー」等、障害のある学生の修学支援の充実に資するための教職員を対象とした研修会やワークショップを開催
- 大学等の教職員のための、以下の調査の実施やガイドの作成
  - ・「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」
  - ・「教職員のための障害学生修学支援ガイド」
  - ・「障害のある学生への支援・配慮事例」
- 「障害学生支援ネットワーク」:障害学生に対する先進的な支援を行っている大学を拠点校(9校※)とし、日本学生支援機構と協力してセミナーや他大学からの相談受付を実施

※札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学

# 大学等への支援②

## 「教職員のための障害学生修学支援ガイド」

WebサイトURL [http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/guide\\_kyouzai/guide/index.html](http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html)

障害のある学生の支援にあたり、支援の基本的な考え方や参考となる情報を掲載。  
右図の冊子の他、日本学生支援機構のHPにも掲載。



### 共通

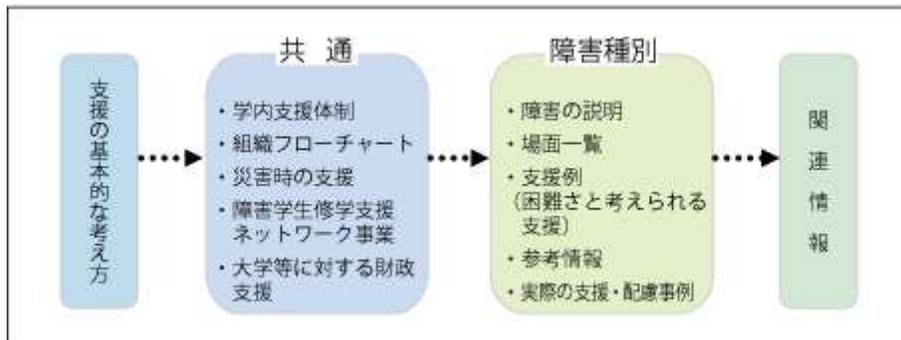
学内の支援体制の整備に参考となる情報を掲載

### 障害種別

各障害の特徴の説明や、支援が求められる場面一覧、具体的な支援方法を掲載

### 関連情報

障害のある学生の支援に参考となるウェブサイトや図書等を掲載



### 「教職員のための障害学生修学支援ガイド」(平成26年度改訂版)

以下は、「教職員のための障害学生修学支援ガイド」(平成26年度改訂版)の、冊子内容をPDF化したものです。

- PDF 表紙:(PDF:573KB)
- PDF はじめに:(PDF:762KB)
- PDF 目次・本ガイドをご利用になる前に:(PDF:994KB)
- PDF 高等教育における障害のある学生支援の基本的な考え方:(PDF:936KB)
- PDF 共通:(PDF:1,340KB)
- PDF 視覚障害:(PDF:1,379KB)
- PDF 聴覚障害1(障害理解、場面一覧):(PDF:732KB)
- PDF 聴覚障害2(支援例 入学まで):(PDF:1,229KB)
- PDF 聴覚障害3(支援例 学習支援):(PDF:1,647KB)
- PDF 聴覚障害4(支援例 環境整備・学生生活支援・就職支援・キャリア形成支援・災害時の緊急対応):(PDF:1,421KB)
- PDF 肢体不自由:(PDF:1,544KB)
- PDF 病弱・虚弱:(PDF:1,180KB)
- PDF 発達障害1(支援例 入学まで):(PDF:1,229KB)
- PDF 発達障害2(支援例 学習支援他):(PDF:1,161KB)
- PDF 精神障害:(PDF:1,121KB)
- PDF 支援・配慮事例(PDF:986KB)
- PDF 関連情報(ウェブサイト・図書・奨学金・学生保険等):(PDF:1,303KB)
- PDF 協力者一覧:(PDF:843KB)
- PDF 索引:(PDF:862KB)
- PDF 奥付・裏表紙:(PDF:897KB)

(日本学生支援機構HPより抜粋)

※ 当該HPは、リニューアルにより一部変更されている場合があります。

# 大学等への支援③

## 「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」

WebサイトURL

[http://jasso.go.jp/akusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_kenkyu/jirei/index.html](http://jasso.go.jp/akusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/index.html)

日本学生支援機構のHPにおいて、大学等の支援・配慮事例(視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害の計188例)を紹介

支援の申し出を受けてからの  
①学内の協議部署、②対応手順、  
③支援内容、④学校の設置形態、  
⑤学校規模、⑥支援体制  
などを記載

障害種の  
詳細区分を  
クリック！

場面別索引(入試受験上の  
配慮や授業支援など)で知  
りたい事例をクリック！

※ 当該HPは、リニューアルにより  
一部変更されている場合があります。

### 視覚障害

- 点訳・墨訳
- 教材の拡大 等

### 聴覚・言語障害

- パソコンテイク・ノートテイク
- 手話通訳 等

### 肢体不自由

- 教室内座席配慮
- 実技・実習配慮 等

### 病弱・虚弱

- 試験時間延長・別室受験 等

### 発達障害

- 注意事項等文書伝達
- 休憩室の確保
- 学習指導(履修・学習方法等)
- 社会的スキル指導
- (対人関係、自己管理等) 等